

研修員受入事業の概要 (日系社会研修員受入事業)

2026年4月版

独立行政法人国際協力機構
中南米部

目次

第1章 日系社会研修員受入事業とは.....	1
1. 日系社会連携事業の概観.....	1
2. 日系社会研修員受入事業の概要.....	1
第2章 日系社会研修員受入事業のコース提案、受入業務の流れ.....	4
1. 基本的な実施フロー(日系社会研修・日系サポーター共通).....	4
第3章 日系社会研修員受入事業の実施体制.....	8
1. 基本的な実施体制.....	8
2. 研修監理員.....	8
3. 受託者.....	11
第4章 研修員の地位、待遇など.....	12
1. 日本での法的地位.....	12
2. 待遇等.....	13
3. 医療保険等.....	13

第1章 日系社会研修員受入事業とは

1. 日系社会連携事業の概観

全世界の日系人は 約 500 万人(うち中南米 約 308 万人)¹と推定されています。日系人は、多くの場合居住国において日系社会を形成しており、日本語教育や日本文化の次世代への継承に積極的に取り組んでいます。JICA が各都道府県の協力も得ながら移住事業を行ってきた中南米の場合、移住地等の日系社会は地域開発の拠点となって技術移転等を通じ居住国の経済発展に大きく貢献するとともに、日本との「架け橋」や「パートナー」として重要な役割を果たしてきました。

JICA は、「人材育成」「知識普及(海外移住資料館)」「海外移住支援(助成金)」「民間連携事業」等、多様なスキームで日系社会と連携・協力する事業を展開しています。

【日系社会連携事業の概要図】

日系社会連携事業の中の人材育成事業の1つとして、日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす方(日系人に限定しない)を対象とする技術協力を通じた日系社会のさらなる発展と移住先国の国造りに貢献するため、日系社会研修員受入に取り組んでいます。

2. 日系社会研修員受入事業の概要

(1) 日系社会研修員受入事業(日系社会研修/日系サポーター)

【日系社会研修】

日系社会研修は、日系社会連携事業の一環として、わが国の地方自治体(各都道府県及び市区町村)、大学、公益法人、NGO、企業等の団体による日系社会研修員の受入れにかかる提案を受け、JICA が、これらの団体に日系社会研修員受入の実施を委託して行う国民参加型事業です。中南米地域日系社会への技術協力を通じ、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献するとともに、国民に幅広く、これらの事業への参加を促進し、助長することを目的としています。日系団体運営力強化、高齢者福祉、農業技術や日本文化等々、多岐にわたる分野の研修を実施しています。

移住研修員受入事業として 1971 年に開始され、2018 年からは日系人に限定せず中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす方々を受け入れています。

(2025 年度受入実績:186 人)

¹ [外務省領事局政策課「海外日系人数推計」\(令和 5 年\(2023 年\)10 月 1 日現在\)](#)

【日系サポーター(多文化共生推進/日系協力型)】

日系サポーターは、日本国内の日系人在住地域に日系社会研修員を受け入れ、自治体や学校、NGO、企業などで研修を実施するものです。また、コミュニティでの日本語／母国語サポーター、ソーシャルワーカー、相談役といった在日日系人のサポートや国際交流促進の経験を積んでもらうことも視野に入れています。これにより、日系人在住地域の多文化共生・地方創生、地域の課題解決に貢献するとともに、帰国後の中南米地域の発展にも寄与することが期待されています。

日系サポーターは上述の日系社会研修よりも比較的長い研修期間にわたり、国内の多文化共生や地域創生に取り組んでいる団体において、実地で学びながら、日本語や各団体の取り組みを学ぶための人材育成の取り組みです。自身の専門性を磨き、研修で学んだ知識を活用・応用しながら帰国後自国における日系社会への貢献が求められます。

(2025 年度受入実績:14 人)

(2) 事業対象国

アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコの計 12 カ国。

(3) 対象者

年齢が 21 歳以上、国籍が事業対象国あるいは日本国の方。

主たる生活基盤が前述の事業対象国にある方。

(4) 求められる研修内容

事業対象国におけるニーズを踏まえ、求められる研修内容を設定しています。

【日系社会研修】

- 1)日系団体組織・運営力強化
- 2)日系継承教育
- 3)日本文化(和食、伝統文化、ポップカルチャーなど)
- 4)保健医療、介護、高齢化対策
- 5)ビジネス交流・起業家支援/育成、地域経済活性化の手法、日本型経営
- 6)その他スポーツ等(JICA ボランティアと連携を想定した研修であればなおよい)

【日系サポーター】

日系人在住地域の多文化共生・地方創生、地域の課題解決に貢献するとともに、帰国後の中南米地域の発展にも寄与することが期待されています。研修員が受入団体の活動から学ぶことにより自身の日本語能力や専門性を高めるだけでなく、多文化共生促進や地域課題解決にも貢献することが期待されます。また、研修員は学んだ知識や経験を帰国後においても活用することが求められています。

(5) 受入時期

年 5 回に分けて受入(原則、5 月・7 月・10 月・11 月・1 月)

来日日は、予め指定されています。(指定された来日日は、提案募集要項をご確認ください)

(6) 使用言語

日本語、スペイン語、ポルトガル語、英語等

◆参考◆

日系社会研修員受入事業の紹介動画を JICA ウェブサイトで公開しています。

<URL リンク>

- ・ JICA 日系社会研修員受入事業のご紹介(要約版)

<https://www.youtube.com/watch?v=ArZQf8A1r20>

- ・ **【教育】日本で知識を学び移住先での国づくり貢献を学ぶ「日系社会研修」**

第2章 日系社会研修員受入事業のコース提案、受入業務の流れ

日系社会研修員受入事業では、研修実施を希望する団体から提案コースを JICA が公募し、応募内容を審査・採択し、提案団体／研修実施機関(以下、「受託者」という。)に委託をして実施するものです。(原則として提案団体に委託しますが、提案団体が自治体及び関連団体の場合は、別の機関が研修を受託することができます。)

1. 基本的な実施フロー(日系社会研修・日系サポーター共通)

 ……受託者が関係する部分

時期	フロー内容	主な実施対応者
提案募集～提案コース採択まで(研修実施の前年度)		
4月	提案募集要項公開: ・提案募集要項が JICA ウェブサイトに公開され、研修コースを募集します。応募(提案)希望者は中南米地域における日系社会のニーズや JICA 日系社会連携事業方針を踏まえ内容を検討し、提案します。	JICA 中南米部
4～6月	提案コンサルテーション: ・提案書作成にあたり、所管の JICA 国内機関(及び在外拠点)が、記入方法や研修期間・研修内容・経費等のコンサルテーションを実施します。	JICA 国内機関 (在外拠点)
6～9月	提案審査～採択: ・提出された提案書について JICA にて審査をし、採択可否を決定します。 ・採択結果は 8 月下旬～9 月上旬に所管の JICA 国内機関より通知されます。	JICA 国内機関 中南米部
9月	研修員募集要項作成: ・JICA にて日系社会研修員募集要項(採択コース一覧・各コース概要含む)を作成します。 ※日系社会研修は、課題別研修のような募集要項(GI)はありません。	JICA 中南米部
10月～	研修員募集・応募 ・各 JICA 在外拠点は、研修員募集要項を各国ウェブサイト、SNS等を通じて応募者を募集します。応募締切後、各在外事務所で応募書類を確認し人選を行い、日本側へ候補者の書類を提出します。	JICA 在外拠点
募集開始後 随時	問合せ対応、応募勧奨 受託者へ応募希望者からのコース内容等に関する問い合わせ対応をお願いしています。	受託者
研修員募集締切～来日まで		
(募集締切後) 来日日の 約4カ月前	研修コース実施可否 JICA は応募者状況や全体予算を踏まえ、コース実施可否を決定します。	JICA 中南米部
来日2～3 カ月前	選考・受入決定 JICA 国内機関と受託者等で選考を行った上で受け入れる研	JICA 国内機関 受託者

	修員候補者を最終選定します。	
来日1カ月～1カ月前	研修員受入準備 受入決定者(研修員)の来日準備として、JICA は以下の手配を行います。 ・往復フライト、本邦到着後の空港送迎手配 ・外務省への査証申請（査証が必要な研修員は在留資格「研修査証」で来日） ・海外旅行保険加入 ・宿泊手配、手当支給準備等 <参考> 研修員向けの資料(研修員ガイドブック)等、ウェブサイトにも情報掲載 For participants What We Do - JICA	JICA 中南米部 国内機関 在外拠点 外務省(査証関係)
来日 (年間5回)	来日前準備～来日 ・研修員は来日前に現地 JICA 在外拠点等において来日に伴うオリエンテーションを受け、在外公館で査証(研修査証)を取得し、JICA が指定したフライトで来日します。 ・到着空港では、上陸許可(在外資格の記載あり)を経て、JICA が委託する旅行会社が研修員を出迎え宿舎まで送迎します。研修員は通常、JICA国内機関に宿泊しますが民間のホテルに宿泊する場合があります。	
開講式・ブリーフィング等		
	来日後、技術研修開始に先立ちJICA横浜にて全ての日系社会研修員に対し、次のような5日間のプログラムが実施されます。	JICA横浜
来日後 1週間	■開講式 ■ブリーフィング(来日翌日) 日本での生活に必要な基本情報を提供するもので、具体的には銀行カード(研修員は、JICA 名義の銀行カード ² 貸出しにより日本滞在中の生活費を引き出します)、メディカルカード(「第4章 研修員の地位、待遇など」>「3. 医療保険等」参照)の使用法、在留カードと住居届出(「1. 日本での法的地位」参照)、研修員の待遇、日本の交通事情などの説明を行います。その他、旅券、在留資格の有効期限などの確認も併せて行います。 ■オリエンテーション 日系社会研修員として、以下内容のプログラムを受講します。 (ア)日本人の海外移住、中南米における日系社会に関する講義 (イ)日本の歴史・政治・経済・文化に関する講義 (ウ) 海外移住資料館見学 (エ) 日本人の移住に関するスポットを散策 (オ) 日本語研修(もしくは別プログラム)	

² 研修員は、JICA 名義の銀行カード貸与により日本滞在中の生活費を引き出す。

以下に該当する研修員は、前述のプログラムに加え、JICA 横浜滞在中に健康診断を行います。

技術研修前健康診断

★ 受入期間が一定の日数以上に亘る研修員

受入期間 91 日以上

胸部レントゲン撮影検査(結核対策)

受入期間 181 日以上

一般健康診断(問診、身体所見、体重、身長、血圧、血液検査、血液生化学検査、血清学的検査、尿検査(検尿)、大便検査(検便)、胸部レントゲン撮影検査、心電図)

★ 医療機関での実習を受ける研修員

病院等医療機関での実習が行われる研修員で受入期間が 31 日以上の研修員については胸部レントゲン撮影検査(結核対策)が必要となります。それ以外にもワクチン接種等、受入医療機関でのガイドラインに従った対応をする場合があります。

★ その他研修の内容によっては、期間に拘らず健康診断を実施する場合があります(新生児との接触が見込まれる研修、学校訪問等子どもとの接触が見込まれる研修など)

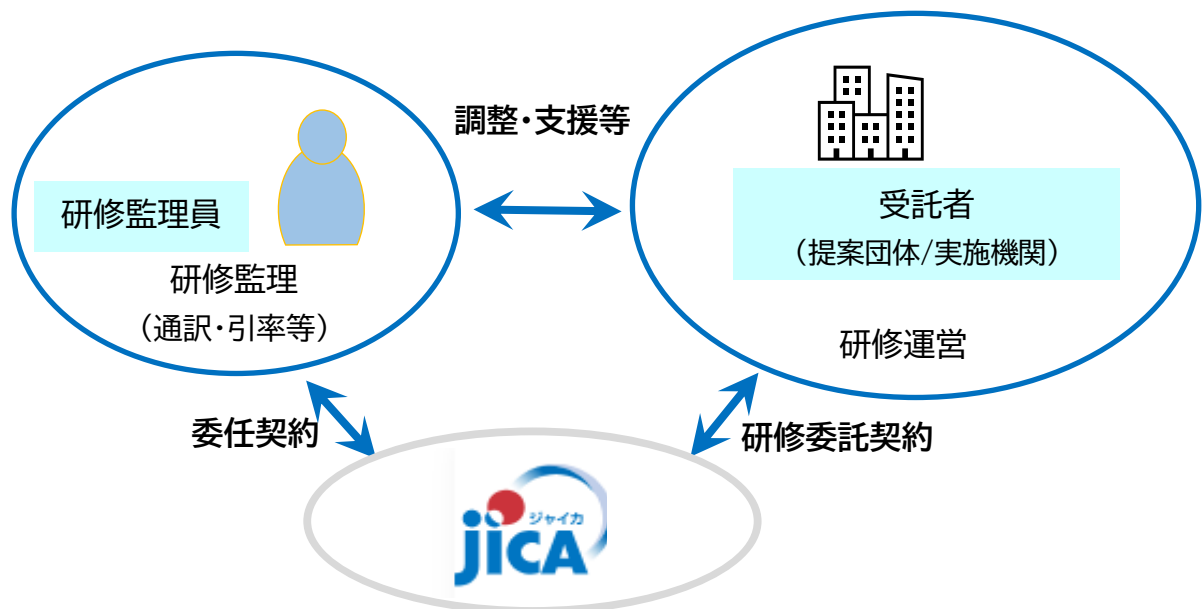
時期	フロー内容	主な実施対応者
研修コースの実施～帰国まで		
研修本番	技術研修: 各国内拠点でプログラム・オリエンテーション(技術研修の目的、内容、注意事項などについて説明)を行います。同プログラムが終わると、研修が始まります。研修内容は一般に、講義、実習、視察、討議及びワークショップ等で構成されます。	JICA 国内機関 受託者 (研修監理員)
研修終盤 (帰国前)	評価会・閉講式: ・「評価会」とは、研修の効果を確認し、また今後の研修改善の参考とするため、研修員から研修内容、その他について意見を聴取するものです。事前に研修員に対して所定の質問票の記入を求め、研修監理員(P8～参照)もしくはJICA研修担当者が回収、集計、必要に応じて要約を行います。出席者は研修員の他、受託者、研修監理員及びJICA研修担当者などです。 ・「閉講式」とは、研修を無事修了しJICAが別途定める基準を満たした研修員に対し、JICAより修了の証として「修了証書」を授与する式のことです。修了証書には、JICA理事長名で当該研修員が研修を修了したことを証明する旨、記載がなされています。通常、式においては、JICA国内機関代表、受託者代表、研修員代表がスピーチを行います。 ・日系サポーターは、受入期間中にオンライン報告会も行います。(日程は別途調整)その際に、受託者からの研修員への評価コメントを依頼することがあります。	JICA 国内機関 受託者 (研修監理員)
帰国日	帰国: ・研修員は、JICAが指定した日に、JICAが指定したフライトで帰国します。研修期間の短縮や滞在延長、帰路の立寄りとは原則として認めていません。	
研修コース実施後		
終了後	反省会: ・必要に応じて実施 ・研修終了後、反省会を開催し、研修の総括や改善案(カリキュラム、運営方針など)等を協議します。出席者は、受託者、JICAの研修担当者などで、研修監理員が参加する場合があります。	JICA 国内機関 受託者 研修監理員等
～約1カ月	研修委託契約の事後処理: 業務実施報告書、精算報告等	受託者 JICA 国内機関
	フォローアップ活動:(推奨) ・研修員の帰国後、一定の期間を経てから研修成果の発現を促進するための事後活動を行うことを推奨しています。 事例: ・JICA国内機関の企画によるフォローアップ調査団派遣 ・コース独自の帰国研修員同窓会を立ち上げ、定期的な交流・意見交換等	JICA 在外拠点 国内機関 中南米部 受託者

第3章 日系社会研修員受入事業の実施体制

1. 基本的な実施体制

日系社会研修は原則として提案団体(受託者)に実施を委託して実施します。ただし、提案団体が自治体及び関連団体の場合は、別の機関が研修を受託することができます。

実施体制は下図のとおりで、JICA が、受託者・研修監理員とそれぞれ契約を締結し、3者が密接に連携しながら研修コースを運営・実施します。ただし、受託者が研修監理業務も担う場合や、通訳同行者を備上する場合があります。通訳同行者は、研修監理業務も担っています。



2. 研修監理員

研修監理員は、JICA が研修コースを監理するために、通訳・引率等の現場監理を主務として、以下の原則に基づいて当該研修コースの全期間、配置されます。

また、研修監理員は、JICA との委任契約により配置され、研修員の人数が多い場合には、引率等の負荷を考慮し複数の研修監理員が配置される場合もあります。

～日系社会研修～

受入人数が8名以上かつ技術研修期間が30日以内の研修に限り、JICAの経費によりポルトガル語、スペイン語又は英語の研修監理員または通訳同行者を配置して研修を実施することができます。

1言語1名のみでの配置を基本としますが、参加者の言語レベルや研修内容の複雑性等を踏まえ、スポット的に真に必要な日程に限り複数言語の配置を検討します。複数言語の配置を希望される場合は、国内機関担当者までご相談ください。

また、受入が7名以下のコースについては、研修監理員の配置は認められませんが、モニタリングや来日時の住民票登録手続など、部分的な研修監理員の配置は可能ですのでご相談ください。

～日系サポーター～

研修開始日、終了日、および研修中のモニタリング等のため、研修監理員の部分的な配置は可能です。

研修監理員と通訳同行者

研修監理員はJICAとの委任契約により、研修員の引率や通訳、現場における補助業務等の研修監理業務を行います。

研修監理員の代わりに、委託先において研修監理業務を行う人員(通訳同行者)を配置することも可能です。

通訳同行者の求人・採用手続きは、提案団体／研修実施機関の責任において行ってください。

研修監理員の主な業務内容は以下のとおりです。

【研修監理員業務項目】

1. JICA 担当者との確認・連絡・調整
2. メッセージシート・研修日程・旅行日程表(登録言語)の翻訳・作成
3. 研修受託機関等との連絡調整・段取り確認とそれに基づく研修詳細計画書の更新
4. 講義・実習・見学・研修旅行時の引率・同行、通訳
5. 研修員の理解促進(※講師の説明に対する研修員の理解度を把握し、理解が不十分な場合は、講師に補足説明を求める等により研修員の理解を促進する業務)
6. 研修員への各種伝達及び研修関係者間の連絡・報告・調整
7. プログラム・オリエンテーションへの参加・通訳

8. 研修員に対する諸経費(交通費・拝観料・入場料等)の支給代行
 9. 教材受領・配布、機材設置(パソコン等)
 10. 宿舍変更に係る JICA への連絡
 11. 銀行カード・授受簿の回収代行
 12. 滞在費調整に係る支払い、返納代行
 13. 評価会出席・通訳(評価会要旨作成を含む)
 14. 開講・閉講式への参加・通訳
 15. 研修員事故・傷病・トラブル(各種ハラスメント含む)時における初動対応及び報告(*)
 16. テキストの翻訳・校閲(*)
 17. 各種レポート(カントリー／ジョブ／インセプション／アクションプラン等)の回収・翻訳(*)
 18. 研修用映像教材の台本翻訳・校閲
 19. 研修用映像教材のナレーション収録・録音(外国語)
 20. 各種打合せへの参加(*)
 21. 質問票の配布・回収・集計・翻訳・要約(*)
 22. 研修員等の送迎(*)
 23. 各種イベントへの研修員の参加に係る調整・引率・通訳(*)
 24. 健康診断引率・通訳(各種検査同行含む)(*)
 25. 在留カードの交付に伴う住居地届出等に係る引率・通訳(*)
 26. 各種手続き(査証申請・在留期間の更新)に係る引率・通訳(*)
 27. 定期券購入に係る引率・通訳(*)
 28. 病院同行・通訳(*)
 29. ブリーフィング、ジェネラル・オリエンテーション実施場所への引率、通訳、登録言語によるブリーフィング説明代行(*)
 30. アクションプランに係るワークショップにおける通訳・モデレーター(*)
 31. その他スポット通訳を要する業務(*)
- (*)本業務は研修コースにおいて必ず発生するとは限らない業務です。

なお、留意点は次のとおりです。

- 研修監理員の業務は、本書に定める業務項目の範囲に限られます。これに該当しない業務(例:制作・調達、契約・会計、成果品としての品質を要する翻訳・編集等)は、研修監理員の業務に含まれません。
- 研修監理員の通訳業務は、研修実施言語⇔日本語の翻訳、逐語通訳です。同時通訳(ウィスパリング含む)、日本語を介さない通訳(外国語から外国語へ((の通訳)は含まれません。

- 研修監理員の複数名配置については、参加者数、プログラムの時間や内容の複雑性、通訳率・言語運用、移動(研修旅行)・見学等の有無を踏まえ、検討します。
- 翻訳・校閲を研修監理員に依頼する場合、委任契約に基づく対応となるため、提出されたものへの修正ややり直しを求めることはできません。成果品としての質を求める翻訳や校閲については、原則として翻訳業者等に発注することとなります。
- 評価会に係る質問票の配布・回収・一次集計・仮訳は研修監理員が実施できますが、最終的な品質責任は JICA 又は研修受託機関にあります。なお、研修受託機関が独自に行うアンケートの集計、翻訳業務は、研修監理員の業務に含まれません。
- 研修監理員は、JICA から委任された内容(配置日、業務等)に基づき業務を行うため、研修受託機関がこの内容以外の事項を直接依頼することはできません。

3.受託者

研修委託契約を締結して実施する研修コースについては、JICA との契約に基づき、研修実施に係る業務を実施していただきます。委託契約の概要については、「研修委託契約における経理処理・契約管理ガイドライン」をご参照ください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline-next.html

第4章 研修員の地位、待遇など

1.日本での法的地位

(1)在留資格

研修員は、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)の規定に基づき、「研修」という在留資格が与えられます。

研修員は出発前に、我が国の在外公館で有効な旅券に査証(ビザ)を取得します。日本入国時に、在留資格と滞在期間が設定され、旅券に入国許可の証印が捺印されます。ただし、日本国籍を持ち、日本旅券にて渡航する研修員は査証は取得しません。

なお、ここでいう「研修」とは「本邦の公私の機関に受け入れられて行う技能等の修得をする活動」と規定され、この法律により、研修員は収入を伴う事業を運営する活動、又は報酬を受ける活動を禁止されています。従って、研修員は、謝金、謝礼、賞金等一切の報酬を現金若しくは相当するもので受け取ることはできません。

(2) 在留管理制度

在留管理制度(2012 年 7 月 9 日施行)により、日本に3か月を超えて滞在中長期滞在者には入国時に在留カードが交付されます。交付された在留カードは常時携帯しなければなりません(不所持の場合、罪に問われることがあります。なお、3か月以下の滞在の場合には、出入国管理及び難民認定法第 23 条に従い、旅券の常時携帯義務があります)。同制度に従い、在留カードが交付された研修員は、住居地を定めてから 14 日以内に、在留カードを持参のうえ、住居地の市区町村の窓口でその住居地を届け出る必要があります。届出手続などは次表のとおりです。同時に社会保険(国民健康保険・国民年金・介護保険)加入手続きを行います。

【在留届出手続き等】

住居地届出	
条件	在留カードを交付され日本に 3 カ月を超えて滞在する外国人の義務
届出先	市区町村役所
提出期限	住居地の決定又は変更から 14 日以内
申請者	本人
必要書類	パスポート、在留カード
申請料	なし
住所変更	(転出)⇒在留カードとパスポートを持参して転出地の市区町村役所に申請し、転出証明書を受領 (転入)⇒在留カード、パスポートと転出証明書を持参して転入地の市区町村役所に申請

2. 待遇等

JICA が研修員に支給する手当は、渡航費、交通費、宿泊費、生活費、空港使用料、研修旅費、通勤手当等です。

詳細は以下 URL 参照。

技術研修員手当等支給基準：[国際協力機構法令・規程集](#)

3. 医療保険等

JICA では、下記内容にて、研修員に対する海外旅行保険に加入しています。その概要は次のとおりです。但し、対象期間は日本滞在期間中のみであり、来日・帰国途上は加入期間に含まれません。

(1) 補償内容

本保険による補償内容は、次表のとおりです。治療・救援費用保険金には、重体に陥ったときの移送費、死亡時の親族の来日に要する経費などが含まれています。必要なときには JICA 国内機関にご照会ください。

担保種目		保険金額
傷害死亡・後遺障害		500 万円
疾病死亡		500 万円
治療・救援費用保険金		3,000 万円(上限)
	傷害治療費用	
	疾病治療費用	
	救援者費用等	
携行品損害		10 万円(上限)
賠償責任		1 億円(上限)

(2) メディカルカード

研修員が日本滞在中に傷病により医療機関で診療を受けた場合、その費用は上述の保険で賄われ、原則として本人は負担する必要がありません(適用除外については(3)参照)。

来日時のブリーフィングにおいて、研修員全員に JICA が発行する「メディカルカード」を手交し、医療機関を受診する場合、このメディカルカードを提示して受診するように研修員に対して説明しています。メディカルカードは、保険会社に診療費を直接請求するように医療機関に依頼する文書であり、医療機関がメディカルカードの使用を受け付けた場合は、研修員は窓口で診療費を支払う必要はありません(メディカルカードには診療費の請求方法や請求先詳細が記載されています)。

なお、受診する医療機関によっては、メディカルカードを受け付けない場合があります。その場合は、研修員が診療費を立て替え、後に領収書を添えて保険会社に請求することになります。

(3)適用除外

メディカルカードでは、次のような内容の診療については補償の対象とならず、費用は本人負担となります。

- (a) 故意又は重大な過失によるケガ、病気
- (b) 来日前からの傷病の診療(既往症)
- (c) 妊娠又は分娩にかかる医療処置及びこれに起因する疾病の診療
- (d) 緊急な診療を要しない歯科疾病の療養
- (e) 美容を目的とした整形及び歯の矯正
- (f) 眼鏡の購入
- (g) 治療を開始した日から 180 日を経過した後の同一疾病の療養

上記のとおり、来日前から継続治療中である疾病や、日本到着前に急に発症した場合については補償の対象外となります。

(4)その他の補償

前述の海外旅行保険では、医療費、死亡時の保障の他に、研修員が誤って他人に損害(ケガをさせたり、物を壊したり)を与えた場合の損害賠償が補償されます。ただし、**研修実施中に発生した損害(例えば、実習用機器の破損等)は補償の対象外**となります。万が一、そのような損害が発生した場合は、JICA 国内機関にご相談ください。

以上